

パズル 3 5

(1)		(2)		<input type="text"/>	(3)		(4)		(5) 議
	<input type="text"/>		<input type="text"/>	(6)		<input type="text"/>		<input type="text"/>	院
(7) 会		<input type="text"/>	(8) 【A】	<input type="text"/>	(9)	(10) 会	<input type="text"/>	(11)	
	<input type="text"/>	(12)			<input type="text"/>	(13)	(14)	<input type="text"/>	
<input type="text"/>	(15)			<input type="text"/>	(16)	<input type="text"/>	(17)	(18)	<input type="text"/>
(19)	<input type="text"/>		<input type="text"/>	(20)		院	<input type="text"/>	(21)	(22) 【E】
(23)				<input type="text"/>		<input type="text"/>	(24)	<input type="text"/>	
【B】	<input type="text"/>		<input type="text"/>	(25) 【D】	<input type="text"/>	(26)		(27)	<input type="text"/>
(28)	(29)	<input type="text"/>	(30)				<input type="text"/>	(31) 【C】	(32)
(33)			<input type="text"/>		<input type="text"/>	(34)		<input type="text"/>	

【A】 【B】 【C】 【D】 【E】

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

【ヨコのカギ】

- (1) 下関条約で日本の領有となった遼東半島を清に還付するようロシア、ドイツ、フランスが容喙（ようかい）した外交事案。
- (3) すでに議決された案件と同一問題について、同一会期中は再び審議しないという原則。明治憲法は、一院に於いて否決した法律案は同一会期中には再提出できない旨を規定していた。（同憲法第 39 条）現行の国会法では、第 56 条の 4 がこの原則に即した規定とされる。
- (6) 国会を構成する衆議院、参議院の意見が異なった場合に、協議して両院の意思の調整を図るための機関。「□□協議会」。
- (7) 議院内で活動する議員の団体。議員 2 名以上で構成される。
- (9) 日本国憲法下で立法権を担う国権の最高機関。
- (11) 一般に約定、決まりの意。明治新政府が清国や李氏朝鮮と国交を開いた条約は「日清修好□□」、「日朝修好□□」。
- (12) 明治 27 年の第 7 回帝国議会(臨時会)は、天皇の西遷、「□□□」の移動により広島に召集された。
- (13) 明治 30 年以降、当時の制限選挙に抗い、男子普通選挙の実現を求め、広く全国的に活動した団体。「普通選挙□□同盟会」。
- (15) 中国の遼東半島に置かれた都督府の守備隊。満州事変などの策源地ともなった。
- (17) 常任委員、特別委員などについて、各政党の議席数に応じて員数を割り当てること。「□□」。
- (20) 明治憲法下、天皇の諮詢に応え重要な国務を審議するため設置された機関。
- (21) 憲法の統治機構のうち、国会が担う「□□権」。
- (23) 明治 37・38 戦役後、「□□□□」の社会混乱期の明治 41 年 10 月、華美を戒め勤儉を勧める「戊申詔書」が渙発（かんぱつ）された。
- (26) 帝国議会、国会を通じての衆議院議員の選挙の呼称。「衆議院議員□□□」。
- (28) 明治 15 年、藩閥政府の支持を得て、福地源一郎らが結成した政党。「立憲□□党」。
- (30) 帝国議会の下、議会で認められていた権能で、行政府を監視・牽制する権能。「□□□□」。
- (31) 行政権の活動を監視・牽制するために各議院に認められた「□□調査権」。
- (33) 内乱罪など、国の政治的秩序を侵害する犯罪。「□□□」。
- (34) 明治 23 年、地方制度を定めた基本法規が「□□制」、その議会は「□□会」、その機関の命令を「□□令」という。

【タテのカギ】

- (1) 帝国議会期、議案の審議において、本会議で議案の趣旨の審議、条文の審議、次いで議案の可否の議決を行う審議体制。
- (2) 昭和 5 年、ロンドン海軍軍縮条約の批准に関する政府決定は、天皇の統帥権の侵害であると政府を糾弾した事案。「統帥権□□問題」。
- (3) 大韓民国、フィンランド共和国、スウェーデン王国、ニュージーランドなど、国段階で単一議会を設けている「□□制の□家」。
- (4) 昭和 3 年、パリにおいて日本を含む 15 ケ国が調印した戦争放棄に関する条約。「□□条約」。パリ条

約ともいう。日本では、民政党が条文中の「人民ノ名ニ於テ」の語をもって時の田中義一内閣を攻撃した。

- (5) 日本国憲法上、各議院に認められた、「会議その他の手続及び内部の規律」(憲法第 58 条)に関する規範。
- (8) 戦前、天皇の統帥権によって統べられた、陸軍、海軍で構成された軍隊。
- (10) 帝国議会、国会の活動期間。
- (12) 太平洋戦争の日本側の呼び方。
- (14) 国会下、種々の案件について衆議院と参議院の意見が不一致の際、開かれる会合において、両者の意見一致した内容。
- (16) 帝国議会、国会において会議の公開を停止すること。国会では議院の議決によるケースのみであるが、帝国議会では、議院の議決のほかに政府の要求により会議の公開を停止することができた。
- (18) 日本国憲法上、国家の統治機構の大原則。「三権□□」。
- (19) 明治憲法の正式名「□□□□□憲法」。
- (22) 明治 31 年にされた法施行期日、慣習法の効力、国際私法に関する基本法。旧「□□」。(平成 18 年に全面改正され、「法の適用に関する通則法」と改題されている。)
- (24) 帝国議会、貴族院構成議員のうち、国家に勲功(くんこう)があり学識ある者で勅任された議員。「□□議員」。
- (25) 明治 31 年、自由党、進歩党の合同により結成された政党。結成後の総選挙に勝利し、大隈重信首相、板垣退助内相のいわゆる隈板内閣を現出させた。
- (26) 清国から割譲された台湾、韓国併合により日本の支配に入った朝鮮、それぞれの統治のために置かれた官庁。「台湾□□□」「朝鮮□□□」。
- (27) 戦時、非常時に政争を停止して国難に対処する内閣を組織すること。日清戦争期の第二次伊藤博文内閣など。「□□一致内閣」。
- (29) 政治団体、政党など。公的目的のために組織された集団。明治 33 年公布された「治安警察法」では「□□結社」の語が使用された。
- (32) 明治憲法下、議院法、衆議院規則での行政府の一般的呼称。